

令和6年第4回江北町議会（定例会）会議録							
招集年月日	令和6年9月9日						
招集場所	江北町議場						
開散会日時及び宣言	開会 散会	令和6年9月9日 午前9時00分 令和6年9月9日 午前10時38分				議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土 渕 茂 勝	○	
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○	
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○	
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○	
	5	三 苫 紀美子	○	10	井 上 敏 文	○	
会議録署名議員	4番	江 頭 義 彦	5番	三 苫 紀美子	6番	土 渕 茂 勝	
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	宮 本 大 樹	○	
	副 町 長	山 下 宗 人	○	基盤整備課長	武 富 和 隆	○	
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○	
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長代理	峯 清 美	○	
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	国スポ推進室長	坂 元 弘 睦	○	
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○				
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二					
	書 記	百 武 久美子					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和6年9月9日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第26号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第27号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第28号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第29号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第7 議案第30号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第31号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第32号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第33号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第34号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第35号 令和5年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第36号 令和5年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第37号 令和5年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第38号 令和5年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第39号 令和5年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午前9時 開会

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第4回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

皆様に報告いたします。本村こども教育課長は体調不良のため欠席されており、その代理として峯課長代理が出席しておりますので、御了承願いたいと思います。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政の重点事項についての報告があり、また、教育長のほうからも、江北町における教育課題の現状と課題に向けた教育委員会としての考えについての報告があります。

まず、私のほうから主なものを報告いたします。

議会の諸般の報告をお聞きください。

7月2日16時から長崎本線利用促進期成会の総会が武雄市北方支所で行われました。これについては、長崎本線存続のため、鹿島市、太良町、白石町及び江北町が広域的に連携し、利便性向上に関する要望をするとともに、多くの方に利用してもらうよう、利用促進の機運醸成、利用増に向けた様々な取組を継続的に進めるために設立された期成会であります。

この総会の議事としては、令和6年度事業計画（案）と要望書（案）が提出され、全議案とも全員賛成で可決されました。今後の予定としては、県と構成市町によるJR九州への要望活動を行うとしております。

次に、8月21日15時30分から佐賀県町村議会議長会臨時総会が佐賀市で行われました。議事の中で会長選任については、本会会長であった上田利治玄海町議会議長が6月3日をもって町の議長を退任されましたので、現会長職務代理者である片渕栄二郎白石町議会議長が会長に選任されました。なお、副会長には、今泉藤一郎有田町議会議長が選任されております。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。内容につきましては、皆様方に配付しております報告書のとおりでございます。詳しい内容が知りたい方は、議員控室に資料を置いておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、令和5年度江北町一般会計・特別会計歳入歳出決算等についての審査意見書、令和5年度江北町定額運用基金運用状況報告書及び令和5年度江北町財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書が提出をされております。

内容につきましては、皆様方に配付しております報告書のとおりでございます。

以上で私のほうから諸般の報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和6年9月定例会の開会に際しまして、町政の運営状況について御報告を申し上げます。

特に前6月議会から三月、また、次の定例会、12月ということになりますけれども、これから三月について、特にここでは御報告を申し上げたいというふうに思いますけれども、まずはこの三月、本当に暑い夏でありましたけれども、この夏の取組ということで御報告を申し上げたいと思います。

まず1点目ですけれども、熱中症対策についてであります。

本町では、近年の気象状況の変化を捉えまして、この暑さをただの夏の暑さとして見過ごしにせず熱中症対策に取り組んできたところであります。特に今年度からは暑さを災害の一つとして位置づけ、我が町の、江北町の地域防災計画の中にも災害の一つということで明記をしたところであります。

また、具体的な取組としては、過去のデータに基づきまして、熱中症警戒アラートの発表基準を満たさない場合であっても、一定の場合には熱中症による救急搬送者が増加するというパターンがあることが分かりましたので、これをまとめまして、その際には江北町独自の注意報として発表することで住民の皆さんに注意喚起を促すことといたしました。

また、昨年度は熱中症避難所として町の施設4か所を開設いたしましたけれども、住民の皆さんからは、もっと近くに避難する場所がないのかというような御要望も承ったものですから、今年度は昨年度の4か所に加えまして、各区の皆さん方にも御協力をいただいて、より近い避難場所として、地区公民館を活用した避難場所の開設をすることといたしました。結果、昨年の4か所に加えて、区の数でいきますと16か所、計20か所の避難所ということになります。

ただ、八町中南はこれで1つなものですから、公民館の数としては15か所ということになりますけれども、取り組んでいただいたこの数でいきますと、16区ということになります。

こうした備えをしておりましたけれども、実際、今年は昨年にも増して大変暑い夏でありましたことは皆さん方も御承知のとおりであります。

例えば、先ほど御紹介をいたしました熱中症警戒アラートは、昨年度が一番最初の発令が7月17日にありましたけれども、令和6年度は7月3日ということで、2週間早い熱中症警戒アラートの発表ということになりました。また、以後8月31日までで取りまとめをしてお

りますけれども、令和5年度が8月末までに17回、佐賀県で熱中症警戒アラートが発表されていることに対して、令和6年度は32回ということで、ほぼ2倍の数になっております。先ほど御紹介した江北町独自の熱中症情報につきましては、6月9日が最初の発令ということになりますけれども、これまで44回に及ぶということになります。そういう意味では、結果的には今年の夏はほぼ毎日熱中症警戒アラート、もしくは町独自の熱中症情報が発令をされるというぐらいの暑さであったということでもあります。

当然と言いましょうか、本当は当然じゃいけないんですけれども、こうした暑い分、熱中症の救急搬送者の数も大変多くなりました。

全国でいきますと、今年の熱中症搬送者は、9月1日現在8万5,475人ということになっておりまして、令和5年度と比べまして3%の増ということになっております。

また、佐賀県も例外に漏れず、9月1日現在までで867人の方が搬送され、こちらは対前年度比10%増ということになります。

また、我々身近な杵藤広域圏の管内についても情報提供をしてもらっておりまして、こちらが令和6年9月1日現在で140名、こちらについても対前年度比1%増ということで、全国、佐賀県、または広域圏についても、いずれも昨年に比べて熱中症の救急搬送者は増加をしております。

その一方で、我が江北町について申し上げますと、同じ令和6年9月1日現在で搬送された方は9名になります。昨年度比からしますと31%減ということになっております。

今申し上げたように、全国的に、または全県的に、または、近隣の圏域は増加傾向にある中で、9名、31%減にとどまったというのは大変喜ばしいことではないかというふうに思っておりますが、少し内訳を見ますと、屋内での搬送者が特に減ったことが要因であるということが分かりました。先ほど申し上げた9名のうち屋内での熱中症による搬送者は2名ということで、昨年が6名おられたもんですから、6名から2名ということで屋内に係る搬送者が大きく減少したことから見ましても、先ほど御紹介をしました各区における熱中症避難所の効果があったのではないかというふうに思います。

各区の皆さん方、区長さんはじめ役員さん方におかれては、我々町の依頼に対しまして、最初戸惑いやいろんな懸念を持っておられましたけれども、おかげさまをもちましてこうして一定の効果があったということができるといふふうに思いますけれども、大変ありがたかったなというふうに思います。

ちなみに、各区における熱中症の避難所、7月、8月、2日間でまとめて開設日数が32日間、16地区の区が取組をしていただきまして、実際の利用者については、延べ1,673の方が利用をいただいたということになります。もちろん内訳を見ますと、全くお越しになられていないところもあれば、10名ほどおられるようなところもありました。私もお盆の前後を——お盆挟みましたが、今回開設をしていただいている公民館は全箇所回らせていただいて、避難をされている方からも直接、避難の感想であるとか、または、区の役員さん方からについてもいろんな御意見をいただいたということでもあります。改めて各区の関係者の皆様方には感謝を申し上げますとともに、当初、搬送者ゼロを目標にしておりましたものですから、まだ残念ながら今年度は達成をすることができませんでしたけれども、来年度は改めて対策の充実、また、住民の皆さんの熱中症に対する意識の変容といえましょうか、浸透を図っていききたいというふうに思っておるところであります。

次に、夏の取組としてもう一つ御紹介をしたいと思います。

これは直接というよりも間接というふうに言った方がいいのかもしれませんが、映画「土のひと風のひと」の上映についてであります。

議員の皆さん方も見ていただいているというふうに思いますけれども、この映画は、中山間を舞台に山の営みを紹介しつつ、また、人口減少によってその存続の危機に瀕している現状を映し出し、地域おこし協力隊員として都会からやってきた若者との交流や、また、衝突、挫折などを経て、地元の中にもあった意識の差や内の者と外の者との違いを乗り越えて、それぞれに変化をもたらし、また、地域としての一体感がつくられていく過程を表したものであるというふうに私は総括的には捉えております。この映画は、さが山の学校が撮影をしていただいたわけですが、そのロケはほぼ100%江北町、また、映画には江北町の住民の方もたくさん出演をされておられます。私たちとしては、この江北町を通じて、決して人ごとではない、また、中山間だけのことではない、この中山間の現状を知っていただき、そしてあわせて、江北町のことを知ってもらう機会にしたいということで、町としても、各地での上映会の開催への協力、協賛を行っているところでありまして、議会のほうにも、6月議会ではその協賛に係る予算を承認いただいたところでもあります。

これまで上映回数は町内外で延べ18回、会場でいけば12会場ということになりますけれども、上映をしていただいております、開催の市町でいくと、今のところ4市町が済んでいるということになっております。動員数は現時点で約1,000名というふうに聞いております。

町としても、7月20日には公民館の大ホールで3回にわたりまして上映をさせていただきました。まず、町外で上映をする前にぜひ江北町の皆さん方には御覧いただきたいということで上映会を催したわけでありますけれども、また、町として行ったものとしては、7月19日から8月2日、月、火、水、木、金になるかな、実は職員向けの上映会を開催いたしました。これは、やはり江北町の映画を見ていただくためには職員が見ていないということにはならないだろうということで、ほぼ100%職員は見てくれたんじゃないかなと、約100名の職員がこの間に映画を見たというふうに報告を受けております。

また、さらに申し上げますと、江北町に里帰りをされる方にもぜひこの機会に見ていただきたいという思いから、8月13日から16日、お盆の期間に公民館の講座室で上映会を1日3回開催させていただきました。正直それほど思ったほどの数ではありませんでしたけれども、それでもお越しになられた方を見ると、若い方がおられて、こちらに帰ってきたついでに見に行きましたという方がおられたりしております、こうした方に見ていただく機会を設けられたのは大変よかったなというふうに思います。

特に町外においては、先ほど御紹介したさが山の学校さんが中心となっていていろんなところで上映会を開催していただいておりますけれども、これからも県内各地、また、東京でも開催をしていただくというふうに聞いておりますが、まだ御覧になっていない方はお近くで上映会が開催される際にはぜひ御覧いただきたいというふうに思います。私今まで4回見たんですけども、毎回大変感動というと何か安っぽく聞こえますけれども、大変胸に刺さる映画だなというふうに思っております、やはり御覧になる方によって、またその立場によっていろんな見方ができる映画であるのではないかというふうに思っております。江北町がロケ地であるということ抜きにしても大変すばらしい映画だというふうに思っておりますので、まだ御覧になっていない方はぜひ御覧いただきたいというふうに思います。

次に、3点目になりますが、3点目は、教育課題への取組ということで少しだけ御報告を申し上げます。

さきの6月議会でも、例えば、タブレットの持ち帰りなどについて御質問をいただき、また、これまで検討を進めてきております義務教育学校についても御質問をいただきました。

そういう中で自分なりの考えについては6月議会に申し上げたところでありますけれども、ただ、私が思っているというだけでは結局どっちつかずになって時間だけが経過をしてしまうと、何もやらないということを繰り返してしまうのではないかという危機感もありまして、

この夏の間、6月、7月、8月と3回にわたって総合教育会議を定例教育委員会に併せて開催をさせていただきまして、改めて私なりの考え方、そして、教育委員さん方の考え方、そして、その間にある今の町の教育課題であるとか、そうした現状について共有をし、また、意識のすり合わせができたところであります。

これについては、この後教育長から現状と、また、これからの方針ということについて報告があるというふうに聞いておりますけれども、私としてはぜひ今議会を一つの節目にして、これからこうした教育課題の解決に向けた具体的な一歩を早く踏み出さなければいけないというふうに思っております、今回は、冒頭の教育長の報告に併せて特別委員会も会期中に開催をしていただくやに聞いておりますので、繰り返しになりますけれども、ぜひそうした節目の議会にしたいと私なりに思っております。

夏の取組ということでは以上3点でありますけれども、近況ということで2点御報告をしたいと思えます。

まず1点は、先日、賃貸未来研究所というところから発表をされました、全国、「街の住みこち&住みたい街ランキング2024」という調査があります。この調査は累計約85万人の方を対象に行われた全国調査でありまして、この調査において今回、佐賀県版で江北町が初めてランクインをして、県内2位ということになりました。どうもこれまでは集計の対象が少ないということでランクから外れていたということなんですけれども、今回一定の調査数が集まったということで初登場2位というような書き方をされておりましたけれども、そうした数値が発表されました。もちろんこうした調査というのも数ある調査の一つと言えればそれまでではありますけれども、ただ、それにしても一定の基準、データを基にして発表された調査結果でありますから、私自身としては素直に喜ぶたいというふうに思っております。

ちなみに、1位は鳥栖市、これは偏差値があるんですけど、62.8だそうです。私たち江北町は第2位、62.7です。僅か0.1ポイント。第3位は佐賀市さんだそうでして偏差値は60.1ということで3位とは少し離れているかなというふうに思いますけれども、1位とはごく僅かな差であるということでした。これも細かく分析をしますと、いろんなその評価の要因というのがありまして、中には必ずしも上位にはランクされていない項目もあります。ですので、先ほど申し上げましたように、調査も調査として片づけず、そうしたことの中に我が町が改めるべき要因ということも含まれているんだろうと思っておりますので、こうした調査も活用してしっかり分析をし、改善につなげていきたいというふうに思いますし、そういう意味でも

有効、有用な調査なのではないかというふうに思っております。

この住み心地ということですが、住み心地をどう捉えるかということはありませんけれども、この住み心地のよさというのは私たちのまちのビジョンとも一致するところでありますので、こうした材料を活用してより取組を進めてまいりたいと改めて思ったところであります。

このほかにも例えば、今年の春でしたけれども、春には将来推計人口が発表をされて、その中で消滅可能都市というような言葉が大変ショッキングに取り扱われたわけですがけれども、幸い私も江北町はこの消滅可能都市には挙げられておりませんし、同じく発表された合計特殊出生率、これについていけば県内第1位と、全国でも第48位ということで発表をされておりました。

先ほどから繰り返し言っておりますけれども、こうした数字も、数字だけだとか、たまたまだらうとか、いろんなある調査の一つにすぎないだろうと否定的に言うことはできますけれども、なかなかやはりこういう結果が出るということはそうないことでありますし、これはやはり議会の皆さん方、町民の皆さん方の御協力もあつてのことというふうにも思いますし、素直に喜びつつ、ぜひこれを糧にまたいろんな取組を進めていきたいというふうに思っております。

では、最後にします。あと1つ。

これから本格的に秋の訪れを迎えるわけですがけれども、秋といいますと、例えば町民スポーツ大会、例えばビッキーふれあい祭り、例えば文化協会発表会など、町の恒例の行事もめじろ押しであります。今年にはこれに加えて、特にSAGA2024国スポ、そして、全障スポが佐賀県で開催をされ、また、江北町でも成年女子ソフトの会場ということになっておりました。全国から多くの皆さん方が江北町に来られるということになっております。既に多くの関係者、関係団体の皆様方に御協力をいただき、この暑い中ではありましたけれども、お迎えの準備も順調に進んでいるところであります。ぜひこの機会に江北町を知っていただく機会にしたいと思っておりますし、あわせて、町民の皆様にもそうした全国レベルのスポーツ競技というものを目の前で見ていただける機会であるというふうに思っております。ぜひ多くの町民の皆様方にも御参観をいただくことでスポーツのすばらしさを感じていただく機会にできればなというふうに思います。

今回、この国スポ・全障スポには、もちろん江北町出身者の皆さん方も出場をされる予

定になっておりまして、国スポのほうで、選手、監督、コーチなどを含めまして7競技10名の方が出場されるというふうに聞いておりますし、全障スポにおいても、4競技6名の方が出場されるというふうに聞いております。11競技16名の方が出場されます。もちろん、大変申し訳ありませんけれども、把握ができなかった方もおられるかもしれませんし、江北町出身で県外のチームで出られるという方もおられるかもしれませんので、ここで全てではありませんけれども、今把握ができています江北町出身者の方について、せっかくの機会でありますから、順不同ではありますが、御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、SAGA2024国民スポーツ大会ですけれども、水泳少年男子、百崎暖さん、バレーボール少年女子、阿納真希さん、バスケットボール少年女子、濟木遙さん、同じく藤井温子さん、銃剣道少年男子、瀧上誠太さん、ゴルフ少年男子、吉岡智哉さん、同じく藤井太己さん、柔道少年男女トレーナーですけれども、宮原脩一さん、そしてバスケットボール、成年女子コーチ、川本武志さん、そして、トライアスロン成年男子監督、柿塚晋也さんの10名であります。

また、SAGA2024全障スポに出場される皆さん方は、バスケットボール女子、小淵穂乃花さん、バレーボール男子、竹下仁さん、ボッチャ、三溝詔敏さん、陸上少年、古賀飛勇雅さん、同じく青年、本田亮也さん、そして、同じく陸上のコーチで本田俊一さんとなっております。

繰り返しになりますけれども、今回、江北町で把握をしている方たちということではありませんけれども、SAGA2024国スポ・全障スポには、延べ11競技16名の方が出場していただくということになっておりますので、御紹介をさせていただきました。

改めて今回、全国から江北町にお越しになるというふうに思いますけれども、江北町、また、佐賀県にお越しの皆様方には心から歓迎を申し上げますとともに、先ほど御紹介をした方々はじめ、今回出場される皆さん方の健闘を心から祈念をいたして、今回の9月議会の町政の運営状況を閉じさせていただきます。

本議会は決算特別委員会も開催される予定になっておりまして、長丁場ということになりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

町長からの報告が終わりました。

続きまして、教育長からの報告を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

おはようございます。本日は、江北町における教育課題の現状と課題に向けた教育委員会としての所信についてお知らせをしたいと思います。

これまで教育委員会では学力の向上、特別支援教育、ICT教育の推進、部活の地域移行、いじめ・不登校、適応指導教室、施設の老朽化などの町の教育課題解決に向けて取り組んでいるところですが、課題解決に向けた足がかりを見つけないのが現状です。

そのような中で、小・中学校の校舎の老朽化に端を発し、校舎の大規模改修や長寿命化、最終的には義務教育学校化の検討を進めていくことを決定し、3つの基本方針、江北小学校と江北中学校を統合した施設一体型の義務教育学校、建設予定地は江北中学校敷地内、令和10年4月開校を提示しました。

しかし、子供たちに最も身近で大切な課題を置き去りにして義務教育学校を進めていくことが果たして最善かつ最優先なのかという問題意識に気づかされたきっかけが幾つかありました。

例えば、子供たちの学力です。

現在、本町の子供たちの学力は、学年によってばらつきはあるものの、全体的に見ると県の平均を下回っています。さらに、県の平均も全国平均より低いのが現状です。テストの結果だけで教育の成果をはかるということはありませんが、義務教育における基礎学力は、共通の言語、文化、規範意識など、社会を構成する一人一人に不可欠な基礎的な資質を身につけさせることを目的としています。また一方で、個人の個性や能力を伸ばし、人格を高めるという側面があり、子供たちを様々な分野の学習に触れさせることによりそれぞれの可能性を开花させるチャンスを与えることも義務教育の大きな役割になっています。

格差社会の拡大や多様な社会課題が深刻化する現在、教育だけで社会問題を解決することはできませんが、教育は確かに一端を担っていることから、テストの成績のみならず、子供たちが様々な学習や体験などを通じて心豊かに学ぶことができるよう、町の教育を充実させていくことが一つの重要な課題ではないかと改めて認識したところです。

ほかにも、町の中の子供の居場所が十分に確保されているのかということです。

現在、町内の放課後児童クラブ2施設には222名の子供たちが通っていますが、共働き世帯が右肩上がり増加している中で、希望する児童への対応が喫緊の課題となっています。放課後児童クラブの実施場所や子供たち一人一人をしっかりと見守ってくれる支援員の確保

が必要です。また、放課後子ども教室や社会体育など、町内の既存の団体なども一つの居場所として連携していくことも大切です。

中学生においては、部活がその受皿になり得るものと考えられますが、部活に入部する生徒数も減少傾向にあり、加えて、部活動以外のニーズも多様化していることから、現存する部活の存続そのものが困難になっています。

今後、学校だけではなく、地域スポーツクラブ等への活動の場の拡充、さらに、昨今では、スポーツに親しみ、楽しむことが一つの大きな目的であるという趣旨も新たに加わっている部活の地域移行という課題も早急に解決すべきものであります。あわせて、教職員の長時間労働を是正する側面もあり、多忙化を解消することで、教職員の心身の健康の保持ができ、子供たちと真摯に向き合えるとともに、指導の充実、ひいては教育水準の向上にもつながることが期待できます。

このように、子供の居場所づくりという課題1つ取ってみても多面的な対応が必要になり、現状の課題の改善に向けてしっかりと地に足をつけて取組を進めていくことが急務であると考えています。

このような気づきがあったことから、繰り返しになりますが、町の教育に関する諸課題を解決していくことが教育委員会として最も優先していくべきであり、今後3年間で重点取組期間として具体的な目標を設定した上で着実に前に進んでいきたいと考えております。

よって、義務教育学校については引き続き検討を進めることにしますが、まずは、教育課題の解決にめどをつけることを優先したいと考えています。

義務教育学校は、制度としての歴史はまだまだ浅いものの、法定化された当初から義務教育学校化されているところについては様々な効果等が生まれており、同時に課題も明らかになっています。そこで、そのような事例も含め、提案した内容にとらわれず、新しい時代の義務教育の制度として引き続き情報収集や研究をしていきたいと考えております。

もちろん学校施設の老朽化の現状については十分把握をしておりますし、また、対応が必要であるという認識も持っておりますので、課題の一つとして位置づけ、これから教育委員会の中で修繕計画を策定し、その計画に基づき、適切に修繕、改善に努めてまいります。

以上、教育委員会としての教育諸課題に対する所信表明といたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

以上で報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、4番江頭義彦議員、5番三苫紀美子議員、6番土淵茂勝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりでございます。

日程第3～第16 議案第26号～議案第39号

○井上敏文議長

日程第3. 議案第26号から日程第16. 議案第39号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。大島局長。

○議会事務局長（大島浩二）

(朗読省略)

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました議案について提案理由を順次御説明申し上げます。
まず議案第26号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例であります。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴う
ものであります。

主な改正内容は、法を引用していた条文の改正及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、庁内連携の対象となる特定個人情報に医療保険給付に関する情報を新たに追加するものであります。

次に、議案第27号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日から施行され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、本町の国民健康保険条例を改正するものであります。

議案第28号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、本町が引用しているひとり親家庭等医療費助成に関する条例に項ずれが生じたためこれを改正するものであります。

次に、議案第29号 町道路線の認定及び廃止についてであります。

今回認定する町道門前～東区線は、県道多久～江北線バイパス整備に伴い、県道の一部が今後町に移管されることから、新たに町道に認定し、あわせて、この道路と連続する町道を一体的に町道の路線として認定を行うものであります。

なお、路線の統合に伴い、町道朝鍋宿～西分線及び町道西分～大町境線の廃止を行うものであります。

また、町道東分～下惣線は、交通量の増加に伴い、路線全体の整備が必要なことから、一部農道となっておりますけれども、町道城ノ井樋～東分線を廃止して、これを取り込んで新たに町道路線の認定を行うものであります。

このことから、これらについては道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決が必要でありますので、議決を求めるものであります。

次に、議案第30号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正額は、差引きしますと485万1千円を増額し、歳入歳出予算総額を70億8,841万9千円とするものであります。

主な内容としては、令和7年3月定例会に提案予定である手話言語条例、また、情報コミュニケーション条例の制定に向けた取組として、手話体験ワークショップ等を通じて、インクルーシブ社会・共生社会への理解を深めるための費用を計上しております。

また最近、全国的にも多発をしておりますけれども、仮に鳥インフルエンザが養鶏農場で

発生した場合は、役場機能の一部停止や移動・搬出制限など、町民生活への多大な影響が想定されることから、鳥インフルエンザを発生させないための対策に要する経費を計上しております。

またさらに、近年カモによる食害が拡大し、農産物の生産に大きな影響を与えていることから、防鳥テグスなどの食害防止対策を早期に図るため、実施主体である杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会への負担金を計上しております。

次に、地域活性化補助金について、各団体に上限30万円の補助金を交付し、独創的、個性的な事業を展開していただくもので、今年度は実施団体が想定より大幅に増加したため、追加で補助するための費用を計上しております。

次に、大規模災害への備え、また、近年の猛暑に対応するために、指定避難所への空調整備を行うための費用を計上しています。

また、安全・安心なまちづくりを目指し、防犯カメラの設置など、犯罪防止を目的とした地域住民による自主的な取組が全国的に行われていることから、防犯カメラの設置費用の一部を補助するための費用を計上しております。

その他、物価高騰等の影響により給食材料費が高騰しているため、保育所等で提供する給食材料費の高騰分に対する補助を行う費用を計上しております。

歳出の主なものとしては、手話言語・コミュニケーション事業276万5千円、鳥インフルエンザ対策費105万6千円、カモ食害対策として杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金50万円、地域活性化補助金246万7千円、指定避難所空調整備事業として120万7千円、防犯カメラ設置補助金30万円、民間保育所等給食費物価高騰対策事業費補助金146万5千円などを計上しております。

補正予算の主な財源としては、ふるさと応援基金繰入金や事業執行における国庫・県支出金などがあります。

次に、議案第31号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)であります。

今回の補正額は、7,280万4千円を増額し、歳入歳出予算総額を2億210万7千円とするものであります。

補正予算の内容は、債券の買換えにより売却益が発生したことによる財産運用収入及び基金利子積立金の増額であります。

次に、議案第32号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正額は、753万7千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億4,443万1千円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費及び郵便料金の改定に伴う通信運搬費の増額であります。

議案第33号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正額は、92万7千円を減額し、歳入歳出予算総額を1億5,794万5千円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の減額と郵便料金の改定等に伴う通信運搬費の増額であります。

次に、議案第34号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正額は、収益的支出に20万9千円を増額し、収益的支出総額を6億570万5千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額及び上惣真空ステーションの修繕費を増額するものであります。

次に、議案第35号 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度の決算については、歳入総額67億3,301万8,859円、歳出総額64億1,176万2,623円であり、差引きしますと3億2,125万6,236円の黒字となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源として5,646万4千円を差し引いた実質収支額は、2億6,479万2,236円となっております。

歳入については、町税が給与所得の増加により個人住民税と新築家屋の増加による固定資産税が前年度と比較して増となっております。

ふるさと応援寄附金については、ふるさと納税制度の改正もあり、減となっております。

町債は、防災行政無線デジタル化事業の完了により借入額が前年度と比較して減となっております。

次に、歳出については、新型コロナウイルス関連交付金を活用して、物価高騰の影響による住民生活の支援として、江北町元気クーポン券事業、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業、低所得世帯等給付金事業などを実施しました。

そのほか、休止していた学校交流事業の再開、自治体交流事業や交通安全対策として自転車用ヘルメットの購入助成などを行っております。

また、インフラ整備として、江北駅自由通路の改修事業や通学路交通安全対策事業、ハウス団地整備事業、スマート農業の導入などを実施しております。

予算執行における主な事業の詳細については、別冊の主要施策の成果報告書のとおりであり、御参考ください。

なお、議案第35号から第39号については、後ほど報告がありますとおり、監査委員の決算審査を終了しており、地方自治法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

議案第36号 令和5年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定であります。

令和5年度の決算額は、歳入総額1億9,827万719円、歳出総額1億9,370万6,418円で、歳入歳出差引残額は456万4,301円となりました。

歳入の主なものは、基金運用益による財産収入9,098万7,139円と基金繰入金6,863万1千円で、歳出の主なものは、排水機管理費として、大西排水施設の駆動部分解整備工事1,208万7,900円、城ノ井排水施設の屋上防水工事687万7,200円であります。

議案第37号 令和5年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度の決算状況は、歳入総額12億5,727万2,196円、歳出総額11億9,694万7,811円で、歳入歳出差引額は6,032万4,385円の黒字となりました。

このうち、給付実績に基づく普通交付金等の超過交付額約2,984万円については、歳入歳出差引残額から返還する必要があるため、最終的に約3,048万円を調整基金に積み立てる予定であります。

歳入については、総額で対前年比マイナス1.7%、約2,235万円の減収となりました。

主な要因は、税率の据置きと被保険者数の減少による国民健康保険税の減収と過去2年間増加していた医療費が減少したことに伴う県支出金の減収によるものです。

歳出においては、療養給付費が約2,780万円減少したことに伴い、総額で対前年比マイナス2.1%、約2,620万円の減となっております。

なお、令和5年度は、調整基金に2,944万6,835円の積立てを行っており、年度末の基金残高は1億7,400万4,534円となりました。

次に、議案第38号 令和5年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度の決算状況は、歳入総額1億4,073万934円、歳出総額1億3,981万8,007円で、歳入歳出差引残額91万2,927円となり、この額は令和6年度へ繰り越し、精算をいたします。

歳入のうち、保険料収納額は9,358万6,200円で、収納率は99.19%でありました。

最後になりますが、議案第39号 令和5年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度の決算額は、歳入総額6億9,089万7,052円、歳出総額6億5,047万4,604円で、歳入歳出差引残額4,042万2,448円となっております。

歳入の主なものは下水道使用料9,883万6,880円、一般会計繰入金4億4,976万4千円で、歳出の主なものは、公共下水道施設ストックマネジメント事業に係る委託料及び工事費1億1,878万200円、東分中継ポンプ場機械・電気設備復旧工事費1,915万3,200円、上分地区の汚水管渠埋設工事に伴う舗装復旧工事費146万3千円、公債費として起債の償還金4億959万8,824円であります。

なお、令和5年度の決算は、令和6年4月1日から地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行したため、令和6年3月31日をもって終了とする打切り決算となっておりますので、申し添えます。

これらが本議会に提案をした議案であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

引き続き議案第35号から議案第39号までは、令和5年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員、伊東啓子さん、御登壇願います。

○代表監査委員（伊東啓子）

おはようございます。決算審査に入ります前に一言申し上げます。

私、去る7月5日に3期目の監査委員を拝命いたしました。これからも監査に当たりましては、微力ではございますが、真摯に取り組んでまいる所存でございます。今後ともどうぞ

よろしくお願ひ申し上げます。

では、決算審査意見に入りたいと思います。

お手元に配付されております決算審査意見書について御覧いただきたいと思います。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。

決算審査につきましては、審査の対象を、令和5年度江北町一般会計歳入歳出決算書及び(2)から(7)まで記載しております各会計につきまして決算をいたしております。

審査の期日でございますが、令和6年7月16日から令和6年7月31日まで行いました。

審査の方法でございます。

審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類並びに定額運用基金運用状況調書について、下記の諸点に主眼を置き、伝票等と照合するとともに関係職員の説明を聞き、さらに、これまで実施いたしました監査の結果も考慮して審査に当たりました。

まず、決算の計数は正確か、予算の執行はその目的に従い効率的かつ正確にされているか、財務事務の処理は正確に行われているか、財政の運営は効率的で健全性を維持し、かつ財政投資は適切に行われているか、財産の管理及び基金の運用は適切であるか、以上の5点につき審査しております。

審査の結果でございます。

令和5年度一般会計及び特別会計の決算の計数は、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき審査いたしました結果、関係諸帳簿及び附属証拠書類と符合していることを確認いたしました。

事務事業につきましては、おおむね議決の趣旨に沿って執行されているものと認められました。

しかし、財務に関する事務の執行につきましては、予算執行、補助金関係手続等につきまして不適切な事案が見受けられました。前回までの決算審査、定期監査等の指摘等につきましては、ほぼ改善されておりましたが、いまだ改善されていない事項もございました。

財政の運営は、依然として厳しい財政状況ではございますが、各課の効率的な運営により適正に管理されていると認められたところでございます。

また、基金の運用につきましては、その設置の目的に従って適切に管理、運用されておりました。

次の2ページから23ページまでは詳細に各内容を記載しておりますので、後で御覧いただければと思います。

引き続き、24ページをお願いいたします。

審査の意見についてでございます。

一般会計の収支状況。

一般会計の決算収支は、歳入総額67億3,301万8,859円、歳出総額64億1,176万2,623円、歳入歳出差引額は3億2,125万6,236円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴い、その財源として翌年度へ繰り越すべき額5,646万4千円を差し引きました実質収支額は2億6,479万2,236円の黒字となっております。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ3億831万6,311円減少しております。これは主に、地方交付税、町税、県支出金は増加しておりますが、町債、繰入金、寄附金が減少したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ2億8,291万6,733円減少しております。これは主に、農林水産業費、公債費は増加いたしました。総務費、消防費が減少したためでございます。

特別会計の収支状況でございます。

特別会計（4会計）の決算収支は、歳入総額22億8,717万901円、歳出総額21億8,094万6,840円で、歳入歳出差引額は1億622万4,061円となっております。

この中から、事業を繰り越したことに伴い、その財源として翌年度へ繰り越すべき額47万4千円を差し引いた実質収支額は1億575万61円となっており、4会計とも黒字でございました。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ1,392万1,659円減少しております。これは下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計は増加いたしました。国民健康保険事業特別会計、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計が減少したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ495万1,462円減少しております。これは無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計、後期高齢者医療特別会計は増加いたしました。国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計が減少したためでございます。

続きまして、不納欠損・収入未済についてでございます。

一般会計です。

不納欠損額は371万7,499円で、前年度に比べ56万3,004円増加しております。これは主に、諸収入は141万7,066円減少したものの、固定資産税が140万8,006円、町民税が56万7,164円増加したためでございます。

収入未済額は1,647万6,001円で、前年度に比べ155万8,415円減少しております。これは主に、固定資産税が190万2,116円減少したためでございます。

特別会計です。

不納欠損額は314万4,640円で、前年度に比べ30万246円減少しております。これは主に、国民健康保険事業特別会計が28万3,146円減少したためでございます。

収入未済額は2,382万8,458円で、前年度に比べ1,066万6,248円増加しております。これは主に、国民健康保険事業特別会計は145万7,242円減少しましたが、下水道事業特別会計が1,147万8,590円増加したためでございます。下水道事業特別会計の主なものは使用料でございますが、下水道事業特別会計は、令和6年4月1日から公営企業会計方式の適用に伴いまして、出納整理期間がなく、令和6年3月末までの打切り決算のため増加したものでございます。

不納欠損の発生理由につきましては、無財産・無資力、生活困窮が大半を占めており、依然として厳しい環境が続いていると考えられますが、単に徴収不能というだけで不納欠損処分をすることがないように、その内容について真に精査され、慎重に手続を取っていただきたいと思っております。

また、収入未済につきましては、職員の徴収努力等により減少傾向ではございますが、いまだ多額となっております。公平な負担と自主財源の確保の観点から、引き続きその解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めていただきたいと思います。

続きまして不用額でございます。

一般会計の不用額は4億8,652万8,377円で、前年度に比べ2億3,325万5,733円と大きく増加しております。主なものは、総務管理費が2億4,885万7,865円、児童福祉費が8,114万82円等でございます。

なお、総務管理費の不用額につきましては、主にふるさと納税推進事業費1億5,424万633円でございます。同事業費につきましては、寄附額、それに伴う事業費を予測することは困

難ではございますが、過去の実績を基に予算の補正も可能であったとは思われます。

特別会計でございます。

不用額は1億1,340万6,160円で、前年度に比べ6,973万1,462円増加しております。これは主に国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計が増加したためでございます。下水道事業特別会計は、令和6年3月までの決算のため不用額が4,933万5,396円となっておりますが、そのうち3,868万754円は未払金であり、実質不用額は1,065万4,642円でございます。

不用額は依然多額となっております。不用額が生じた状況や理由を分析し、問題点や改善すべき点を明確にし、それを今後の予算編成に生かし、不用額が減少するよう努めていただきたいと思っております。

また、適切な執行管理の下で補正を行い、効率的な予算執行に努めていただきたいと思っております。

続きまして、繰越額でございます。

一般会計です。

翌年度への繰越額は1億9,193万8千円で、前年度に比べ1億452万7千円増加しております。繰越事業の主なものは、物価高騰対策事業3,262万5千円、駅自由通路改修事業7,500万円、通学路交通安全対策事業5,866万1千円等でございます。

特別会計です。

翌年度への繰越額は、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計9,075万3千円で、繰越事業の主なものは、各排水機場の整備に係る事業でございます。繰越額は前年度に比べ1,040万8千円減少しております。これは公営企業会計へ移行するため下水道事業特別会計の予算繰越しがなく、また、他の2会計も予算の繰越しがなかったためでございます。

ここ数年、一般会計の繰越事業は、国の物価高騰対策事業等、年度を超過して実施する事業の増加が影響しております。資材入手が困難となり、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計の事業は繰越しとなりました。ここ数年、資材不足、価格高騰が続いており、今後も状況が改善することはなかなか見込まれないと思われため、情報収集を行い、早期発注し、事業効果を早期に発現できるよう計画的に取り組み、安易に事業を繰り越すことがないよう引き続き注意していただきたいと思っております。

続きまして、自主財源でございます。

自主財源は27億9,078万1,948円で、前年度に比べ2億1,507万5,034円減少しております。

令和5年度の歳入に占める自主財源構成比は41.4%となっており、前年度より1.3ポイント減少いたしました。これは主に、繰入金、寄附金が減少したためでございます。

自主財源の確保は、これからの町の財政運営にとって大きな課題でございます。今後も職員一体となって取り組まれ、あらゆる工夫を凝らし、歳入の確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、財政指数でございます。

普通会計における主な財政指数は、実質収支比率は7.9%で、前年度に比べ2ポイント改善しております。経常収支比率は90.1%で、前年度に比べ3.4ポイント低下し、昨年より財政の硬直化が進んでおります。財政力指数は0.374で、前年度に比べ0.009ポイント低下しております。

低下した数値が今後改善するよう努められ、安定的な財政運営となるよう望むものでございます。

続きまして27ページ、公有財産でございます。

一般会計の土地及び建物でございますが、行政財産の土地、建物も前年と同一でございました。

普通財産は、土地は宅地開発による土地の寄附等によりまして266平米増加しております。建物は増減がございませんでした。山林も前年と同様でございました。

物品でございます。

庁舎及び関連施設において保管される重要物品はもとより、それ以外の物品等について、より適切な管理に努めていただきたいと思います。また、貸し付けている物品等につきましても適切に管理をお願いいたします。

今回、廃棄処分を手續することなく多数の備品を廃棄している事例がございました。備品は公金で購入した町の財産でございます。現存する備品と備品台帳を照合し、記載漏れがないよう適切に管理していただきたいと思います。

指定管理制度につきましては、例年と同様でございます。公の施設の管理につきましては、協定書等で確認した諸条件どおりに事務手續が取られているか等につきまして、必ず実績報告書、内容の確認等をしていただきたいと思います。

特別会計でございます。

臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計の公有財産は、町内に6つある排水機場の土地、建物

について、建設後現在に至るまで財産台帳が整備されておりました。令和5年度中に調査した結果、土地が1万6,440.4平米、建物が1,310.70平米増加となりました。下水道事業特別会計の公有財産につきましては、令和5年度中に増減は見られず、前年度末同様となっております。

基金でございます。

基金残高は、積立基金、運用基金合わせて144億1,232万4,556円となっており、前年度と比べ5億6,757万8,710円増加しております。これは主に、基金の取崩し額が減少したためでございます。

ふるさと応援寄附金でございます。

令和5年度は、前年度に比べ9,031件、7,781万5,170円減額し、5万192件、9億7,294万2,600円となったところでございます。また、基金としての積立額は3億8,556万5,233円となっております。

ふるさと応援寄附金は、自主財源のうち町税の次に大きな割合を占めており、町の財源として欠かせないものでございます。本年は10月以降、基準が厳しい内容に改正されたことも影響し、町商工会特産品販路拡大補助金を創設し、新たな返礼品等の造成や既存の返礼品の強化に取り組まれましたが、目標としていた12億円を達成することはできませんでした。

ふるさと納税をめぐるまは、他の自治体では産地偽装等様々な問題が発生しております。同様な不正が発生しないよう、委託業者へ関係法令を遵守するよう指導していただきたいと思っております。今後、ふるさと納税制度につきましては、さらに厳しい情勢が予想されますが、法令を遵守し、寄附金確保に努めていただきたいと思いますと思っております。

財務関係事務でございます。

今回の決算審査の主立った指摘は以下のようなものでございました。

補助金等が適正に交付されていなかったもの、事務手続が不適切であったもの、流用の多用でございます。また、その他の事務におきましても、内部チェック体制が機能していないと思われる事案があり、規程等を十分に確認し、事務を執行していれば指摘に至らなかったと考えます。確実に内部チェックが機能するよう、各自緊張感を持って事務を遂行していただきたいと思っております。

なお、今回の決算の指摘事項につきましては、次ページ以降に掲載しております。

29ページをお願いいたします。

決算の重要な指摘事項でございます。

地域振興課。令和4年度元気クーポン券印刷代を2回支払っていたというものでございます。

まず、1回目にクーポン券使用期間を令和4年11月1日から令和5年1月31日までということで印刷をされておりましたが、これが途中で令和4年12月1日からの印刷に切り替わりました。しかし、1回目の印刷業務につきましては、町から発注を受け印刷をしたとして、令和5年4月に業者から請求書が提出され、令和5年6月に予備費が充当され支払われておりました。起工伺、契約書等、1回目の印刷業務を業者へ発注した事実を確認できる書類等は一切なく、また、成果物の確認もされておりませんでした。

基本的な全ての事務処理が適切に行われておらず、誠に遺憾な案件でございました。

続きまして、県の補助金が町費で支払われていたというものでございます。

令和3年3月に県の要綱が改正され、事業者に交付される金額が増額となりました。その際、町は、既補助事業者との均衡を図るためを理由とし、増額分を県に請求しなかったため、事業者に対し県補助金が過少に交付されております。

そのため、令和4年4月の事業完了後、県負担増額分を支払うよう事業者から町に要求がございました。この要求に対し町は、約1年以上経過後、町の補助金として支出するための補助金交付要綱を作成し、令和5年7月に町費から補助金として交付しております。

県の補助金分を町費から補填しており、誠に遺憾でございます。要綱改正により、年度ごとに補助金額が変更されることは珍しいことではございません。町は新規に事業に取り組み、高額な事業費を負担する町内事業者に適切に対応すべきでございました。

続きまして、30ページでございます。

総務政策課でございます。

契約解除手続を失念したため、必要のない利用料を支払っていたというものでございます。

ホスティングサーバー利用料でございますが、契約更新の通知が令和6年2月6日に、これはメールで来ております。その際に、契約手続期限が令和6年3月4日ということになっておりますが、令和5年度中に解約を予定しておりましたこのサービス利用の解約手続を失念したために、必要のない利用料の支払いが生じていたものでございます。しかも、解約を予定していたため、予算を計上しておらず、流用し支払っていたというものでございます。

続きまして、町内循環バス運行費補助金についてでございます。

町内循環バス運行費補助金予算が不足したため、多額の予算が流用されておりました。コロナ禍以前の補助金交付額は380万円前後で推移しておりましたが、令和2年度には669万6千円、3年度は654万6千円、4年度は585万3千円と推移しており、令和2年度から4年度の平均額は約636万円となっております。しかし、令和5年度当初予算は380万円で計上されております。

ここ数年の補助金額を考慮いたしますと、この予算額が本当に適切に積算されていたかとは言いがたく、予算の積算を適切に行っていれば多額の流用をする必要は生じなかったと考えます。

特に補助金につきましては、客観的に判断し、公益上必要があるものに対して交付されるべきものであるため、慎重に調査し、その必要性を検討し予算を計上すべきでございました。

流用は、目的別に計上した経費を予定外の経費として使用するためのやむを得ないもの限り必要最小限にとどめて行っていただきたいと思っております。

続きまして、業務委託契約が適切に行われていなかったものでございます。

県内で鳥インフルエンザが発生したため、緊急に防疫対策が必要となり業務委託契約を締結されておりましたが、契約に際し、以下の不適切な事務処理がございました。

起工何がなく単一随契を契約する理由が明確にされないまま業務委託契約が締結されておりました。

担当課によると同業務は、災害時における応急対策業務に関する基本協定による契約で、江北町建友会に業務を委託したとの説明でございましたが、起案書等に協定に基づき建友会に業務を委託すること等は明記されておりませんでした。

業者選定理由が明確にされておらず、委託先の選定が公平に行われたか不明であり、誠に遺憾でございました。迅速な対応が求められる業務であっても、業者選定の際は選定理由を明確にし、事務の透明性、公平性を確保していただきたいと思っております。

委託料につきましては、町の財務規則によりますと、50万円以上のものについては競争入札をすべきであると書いてございます。しかし、これは69万円に対して随意契約でございましたので、随意契約理由を見ましたけれども、きちんとした契約が見当たりませんでした。

私どもが決算を審査いたしますときには、まず、書類が完備されているか、その要綱とかそれに基づいてきちんと支出がされているか、そういうことを目的に見ております。こういうふうには何か、建友会に頼んだからこれでいいんだというような起案の仕方は非常にまず

かったのではないかと今のところ考えております。

続きまして、こども教育課でございます。

小・中学校屋内運動場使用料が適切に徴収されておりました。町立学校施設の使用料条例第3条第2項で、「使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。」と規定されておりますが、規定に沿った運用がなされておりました。

現在、使用料の徴収につきましては、使用許可の際ではなく、屋内運動場を实际使用した日数を月末に確認後調定し、納付書を発行するという運用がなされております。その結果、使用許可から数か月経過後に調定をし、使用料納付書を発行している事例が散見されました。

これは条例の規定とは異なる運用でございます。条例の規定を遵守した運用とするか、条例を見直すかしていただきたいと思っております。

事例で申し上げますと、使用許可は11月15日に12月分の使用許可をしております。その際、十何日分の使用許可をしておりますけれども、実際は2日しか使われておりません。その際、2日を確認して令和6年3月27日ぎりぎりになって12月分の使用料につきまして調定をされております。使用許可から3か月以上経過し、使用料納付書を発行されておりました。ほかの事例等につきましても、この町立学校施設の使用料につきましては同じような手続を取られておまして、まず、こちらには記載しておりませんが、この納付書には納付期限が一切書いてございません。納付期限が書いていないと、納めたときに延滞金を取る、その基準にも分かりませんので、そういうふうに納付書にはきちんと納付期限を書くように財務規則でも定められておりますので、そういうところはきちんと整備していただきたいと思っております。

続きまして、給食センター上下水道料が納期限を過ぎて支払われていたものでございます。

給食センター上下水道料が令和5年12月11日の納期限までに支払われず、令和5年12月21日に支払われておりました。そのため、督促手数料が生じ、流用し支払ってありました。期限内に納付していれば支払う必要のない経費でございます。

納期限を守るという基本的なことが遵守されておらず、誠に遺憾でございました。

今まで述べました最初の元気クーポン券、県の補助金、サーバー利用料、今の給食センターの水道料、これらの4件につきましては、町費でお金を出す必要の全くない経費でございます。こういう無駄な経費の支出がないように、今後はどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、施設修繕についてでございます。

令和3年4月に実施されました電気工作物の点検結果を受け、令和3年7月に指定管理者

から結果報告がされました。しかし、町は、全ての社会体育施設の状況を確認し修繕の優先順位を決定するとしており、その結果、令和3年度、4年度に修繕は行われず、点検報告を受けてから約3年経過後、令和6年1月に行われました。

修繕、改修の優先順位を判断することは予算も伴いますために困難であるかとも思いますが、修繕対応が遅れた場合のリスク等も考慮し、速やかに判断すべきでございました。

経過のほうに書いておりますので、御覧いただきたいと思いますが、令和3年4月に電気工作物点検が実施され報告がなされております。それを受けまして、指定管理者より町のほうに、危険度が高く改修の検討を要するのではないかという、そういう報告が届いております。しかし、令和3年度、4年度に修繕の予算の対応はなく、修繕ももちろんされておられません。令和5年度に修繕費を当初予算に計上し、124万5,200円計上されておりますが、実際に取り替えられたのは、それから約11か月ほどたった令和6年1月でございます。

こういうものは今まで3年間何もリスクがなかったからそのまま済んでいたようなものでございますが、もし高圧電線が下のほうに垂れ下がって火事とかになりましたら大変な事故になっていたと思いますので、内容をよく確認し、修繕等を行ってほしいと思います。

続きまして、33ページです。

不適切な流用が散見されたというものでございます。

流用につきましては、予算の積算誤り、また、当初・補正予算で計上すべき予算を失念したため流用する等、不適切な流用が散見されております。

流用は議会の皆様の承認がない予算の補正であり、これを多用することは好ましいことではございません。予算の不足を補う例外的な手段であり、無制限に認められるものではございません。

流用につきましては、どうしても補正で間に合わないと、緊急的に当初予算には計上しておりましたが、金額が変わってきて流用せざるを得なかったと、そういうふうなものに限られていると思いますが、事例で挙げておりますのは、金額が確定していたものにつきまして流用したようなものでございます。

総務政策課の通勤手当につきましては、ちょっと補正予算額を失念したというものでございますが、自動車重量税につきましては、重要物品の消防車両につきましては、常に一覧表等を作られて、登録からの経過年数、13年経過によって重量税が増額になることを失念し当初予算を積算されておりましたので、そういうものはきちんと前から、そういうふうに13年

経過するものがどれとどれがあるんだというようなことをちゃんと表にでも作ってあれば、別にそういう失念がなかったのではないかと考えます。

次の健康福祉課の保険給付費等交付金償還金につきましても、これは実績報告書で返還すべき金額がきちんと把握されております。それなのに、その金額に対して補正予算を組んでありません。そのために足りなくなった分を流用せざるを得なかったというものでございます。

続きまして、こども教育課でございます。

こども教育課は、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託仕様書におきまして、アンケート回収に係る郵送料は町が負担するというふうに明確に書いてございます。

お互いにこの仕様書におきましては、業者さんと町の間ではきちんと確認の上作成されているものでございますので、町が負担することは明々白々でございました。しかし、郵送料予算を計上しておらず、そのために流用がされていたというものでございます。

次の保守点検委託料につきましては、もともと下の表に書いておりますように、クリーンファン保守点検と複合機保守委託というのが1つの保守委託料という細項目の中で挙げられておりまして、その中の一つのもものが12万1千円という当初予算でございました。クリーンファン保守点検が12万5,400円というふうに請求が来たものですから、12万1千円の保守点検委託料から4,400円流用すれば12万5千円支払われると思って流用されておりましたが、実はこの中には複合機の保守点検委託料も積算されていたわけでございます。複合機保守委託料を払うときにその金額がなくなっていたために再度流用したというものでございます。

こういうものはちゃんと分かっているはずですので、そういうふうに2度の流用とか、同じものに流用するようなことは何か事務手続上よくないのではないかと考えます。

続きまして、検討事項に入らせていただきます。

こども教育課の小学校修繕・改修についてでございます。

小学校の校舎は建築から45年経過し、個別施設計画の劣化状況評価では、屋根・屋上、外壁、内部がC、電気、機械設備がBと評価され、健全度は49点でございました。そのため、令和3年から6年度で修繕、改修する長寿命化計画を作成されております。

しかし、令和3年度以降、工事、修繕に約7,600万円支出がございますが、その支出の大半はトイレの工事、改修に係るものであり、長寿命化計画に沿ったものとは言いがたいと思います。今後の小学校校舎の老朽化にどのように対応していくかの方針を明確にさせていただ

きたいというものでございます。検討のほうをよろしくお願いいたします。

表に記載しておりますように、修繕と工事費で3か年で7,672万1,656円の支出があっておりますが、そのうちの5,367万9,200円がトイレ改修によるものでございました。

以上につきまして、嚴重注意、注意事項、検討につきましてを申し上げておきます。

最後になりますが、結びでございます。

令和5年は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行され、長きにわたり続いた自粛生活も終わりを迎えました。町では、海外交流事業、ビッキーふれあいの日等の各種イベントも再開され、コロナ禍前の活気を取り戻す年となっております。

令和6年10月にはSAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。町では成人女子ソフトボールが開催されますが、町を挙げておもてなしの心で来訪者を迎えられ、素晴らしい大会となるよう祈念しております。

令和5年度決算につきましては、歳入は前年度より減少いたしました。減少の主なものは、町債、繰入金、寄附金でございます。自主財源の構成比は、ふるさと応援寄附金等の減少により41.4%となり、前年度を1.3ポイント下回ったところでございます。

歳出は、前年度より減少いたしました。特に総務費、消防費が減少しております。繰越額及び不用額は増加いたしました。

主な繰越事業は、駅自由通路改修、元気クーポン券等の物価高騰対策事業でございます。不用額は多額となっており、必要な経費を慎重に見極め、予算を計上していただきたいと思っております。主な不用額は、ふるさと納税関連予算でございました。

指摘案件としては、補助金が適正に交付されていなかったもの、事務処理の不適切、流用の多用等、基本とすべき法的・事務的手続等が遵守されていない案件が見受けられました。

財政運営につきましては、今後、町内で老朽化が進む各施設の維持、補修に要する経費、町の安全・安心対策に要する経費等、多額の予算が必要となってまいります。これからは必要となる事業を実施するため、財政の健全化を図り、自主財源を確保することが何より重要となってまいります。

令和5年度ふるさと応援寄附金は、対前年比7.4%減の約9億7,000万となりました。新規事業者開拓、新たな返礼品造成等販路拡大を目的とした補助金を創設されましたが、目標としていた12億円には及ばなかったところでございます。今後もふるさと納税制度は見直しが見込まれており、寄附額を大きく増やすことは困難だと思われませんが、町にとって大きな自

主財源であるため、引き続きの努力を期待するものでございます。

町政運営につきましては、近年の猛暑に対し「涼み処」を開設されておりましたが、今年度からは、熱中症を災害の一つと捉え、独自の基準を設け、熱中症注意報を発信されております。また、公共施設以外に地区集会所を熱中症避難所に指定する等、対策を講じられているところでございます。

8月には宮崎県で地震があり、初めて南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う特別な注意が呼びかけられました。災害はいつ起こるか予測が困難でございます。町民の安全・安心のため、速やかに対応できるよう、町の危機管理体制が万全であるよう願うものでございます。

これからも江北町が、安全・安心、快適をモットーに、子育て、産業の振興、災害に強い町づくり等、町民にとって真に必要な政策を効果的に実施され、暮らしやすい町として、今後も輝かしい未来が続き、町制100周年を迎えられるよう祈念しております。

以上でございます。ありがとうございました。

○井上敏文議長

監査委員からの報告が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時38分 散会